

平田地区
復興まちづくり協議会・地権者連絡会

平成29年10月20日（金）
18:30～

開催場所：釜石・大槌地域産業育成センター

次第

- 1 市長からの挨拶
- 2 本日の趣旨とこれまでのふりかえり
- 3 今後の工事及び宅地引渡しスケジュールについて
- 4 町界町名変更について
 - (1) 町界町名変更の必要性について
 - (2) 町界町名変更のスケジュールについて
 - (3) 住所について
 - (4) 町界町名変更「案」の検討について
 - (5) 地割界（町界）の現状について
 - (6) 町界町名変更案について
 - (7) アンケートの実施について
- 5 集会所の整備について
- 6 消防屯所の整備について
- 7 下水道受益者負担金及び下水道使用料について
- 8 ごみ集積所の整備について
- 9 消防水利・街路灯の整備について
- 10 意見交換

1. 市長からの挨拶

2. 本日の趣旨とこれまでのふりかえり

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。
今回の復興まちづくり協議会・地権者連絡会は、

- 今後の工事及び宅地引渡しスケジュールについて
- 町界町名変更について
 - ・町界町名変更の必要性について
 - ・町界町名変更のスケジュールについて
 - ・住所について
 - ・町界町名変更「案」の検討について
 - ・地割界（町界）の現状について
 - ・町界町名変更案について
 - ・アンケートの実施について
- 集会所の整備について
- 消防屯所の整備について
- 下水道受益者負担金及び下水道使用料について
- ごみ集積所の整備について
- 消防水利・街路灯の整備について

について、次第に沿って説明させていただきます。

また、平田地区では「復興まちづくり協議会・地権者連絡会」を、これまで6回開催させていただいており、その中の主だった項目を御説明いたします。

平成25年度～平成26年度開催

○平成25年6月30日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・復興事業実施スケジュールについて
- ・平田幼稚園建設候補地について
- ・平田上中島線調査事業について
- ・住宅再建支援制度について ほか

○平成25年9月26日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・土地区画整理事業スケジュールの見直しについて
- ・土地区画整理事業の進捗について
- ・国道45号仮道路計画について
- ・平田地区避難誘導施設設置工事について ほか

○平成26年5月30日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・これから工事計画等の流れについて
- ・板木山仮置き場計画について
- ・国道45号整備の概要について ほか

○平成26年8月28日 工事説明会

平成26年度～平成27年度開催

○平成26年12月14日 公開試験盛土見学会

○平成27年3月10日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・工事進捗状況及びスケジュールについて
- ・宅地整備基準（案）について
- ・災害危険区域の指定について
- ・公開試験盛土の開催結果について
- ・平田漁港海岸防潮堤について
- ・釜石港湾口防波堤の復旧状況についてほか

○平成27年11月21日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・工事進捗状況及びスケジュールについて
- ・国道45号の工事進捗について
- ・災害危険区域の設定についてほか

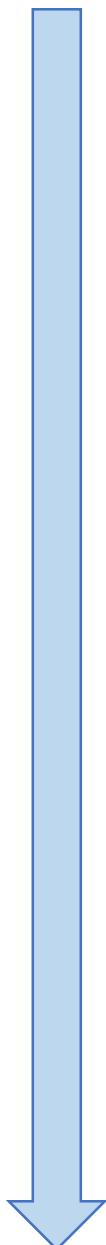
○平成28年3月17日 工事説明会

平成28年度～平成29年度開催

○平成29年1月27日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・復興まちづくり計画の進捗状況について
 - ①復興まちづくり計画の進捗状況の概要
 - ②宅地引渡しスケジュールについて
- ・宅地引渡し可能時期のお知らせについて
- ・宅地品質の考え方について
- ・土地区画整理事業の換地処分に向けたスケジュール（案）について
- ・町界、町名の変更と住居表示について
- ・下水道受益者負担金及び下水道使用料について（ほか）

○平成29年10月20日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会



3. 今後の工事及び宅地引渡しスケジュールについて

平田地区の計画図

【計画の考え方】

◆安全・安心の確保

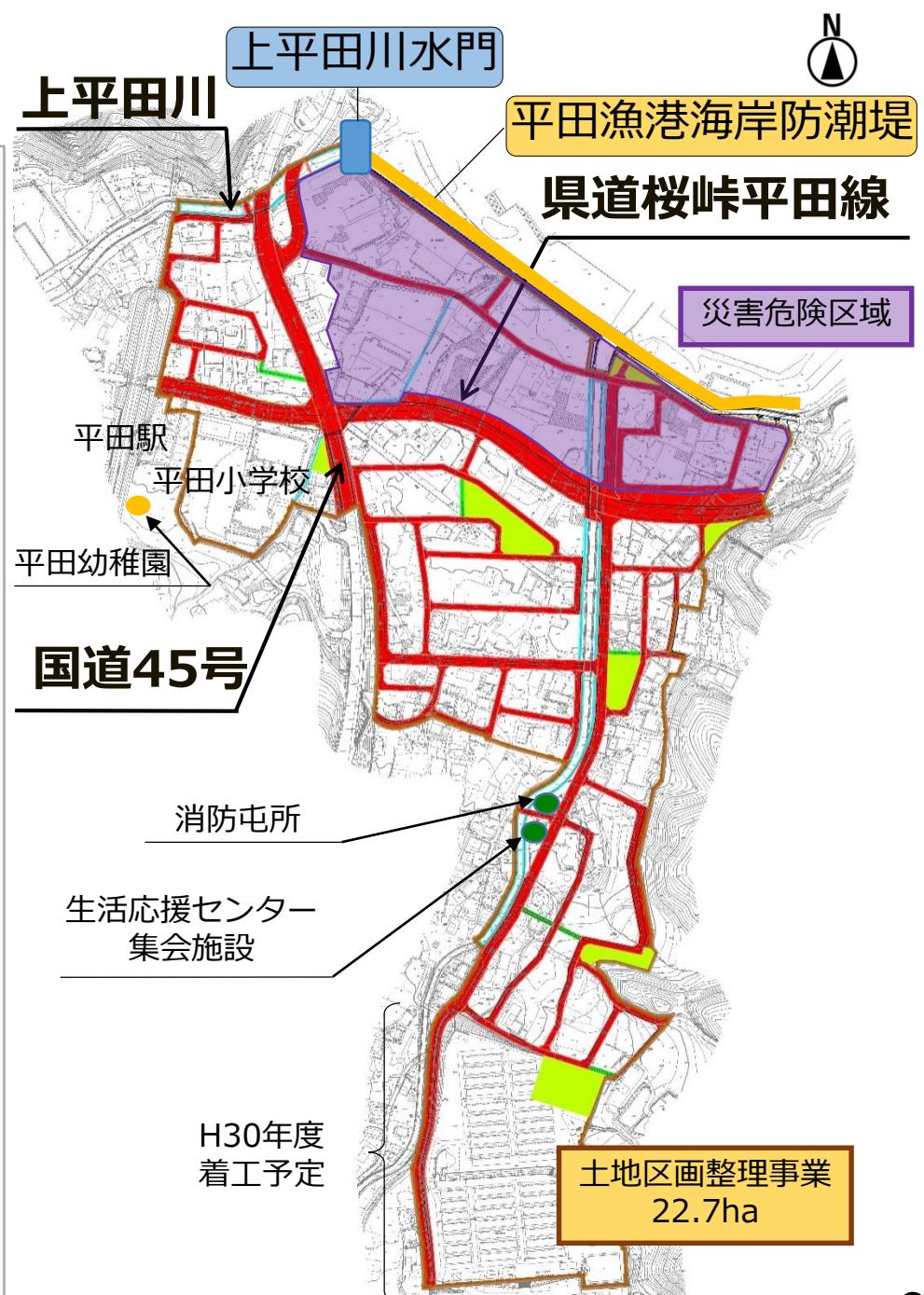
- ①施工後の県道桜峠平田線より南側については最大5m程度かさ上げ。
- ②国道45号を最大2m程度かさ上げ。(宅地は平均0.8mのかさ上げ)
- ③下平田川沿いの南北方向に9mの生活道路(区画道路)を整備するとともに、全ての宅地が区画道路に接道するように配置
- ④水門及び防潮堤(標高6.1m)を整備
- ⑤市民の憩いの場を提供するための公園整備
- ⑥道路整備に併せて上下水道施設を整備
- ⑦避難路・避難場所の整備
- ⑧見守り等地域ネットワークの構築
- ⑨ごみ箱の整備
- ⑩街路灯・防犯灯の整備
- ⑪消火栓・防火水槽の設置

◆公共施設等の整備

- ①生活応援センター、平田幼稚園、集会施設、消防屯所の整備
- ②駐在所の移設(上平田へ)
- ③岩手大学水産システム学コース・水産系大学院の設置
- ④岩手県立釜石祥雲支援学校の移設候補地

◆産業の再生

- ①漁港の復旧、漁港施設の整備、漁船の確保、養殖漁場や漁業関連施設等整備



※現時点での計画であり、今後の手続き等において変更があります。9

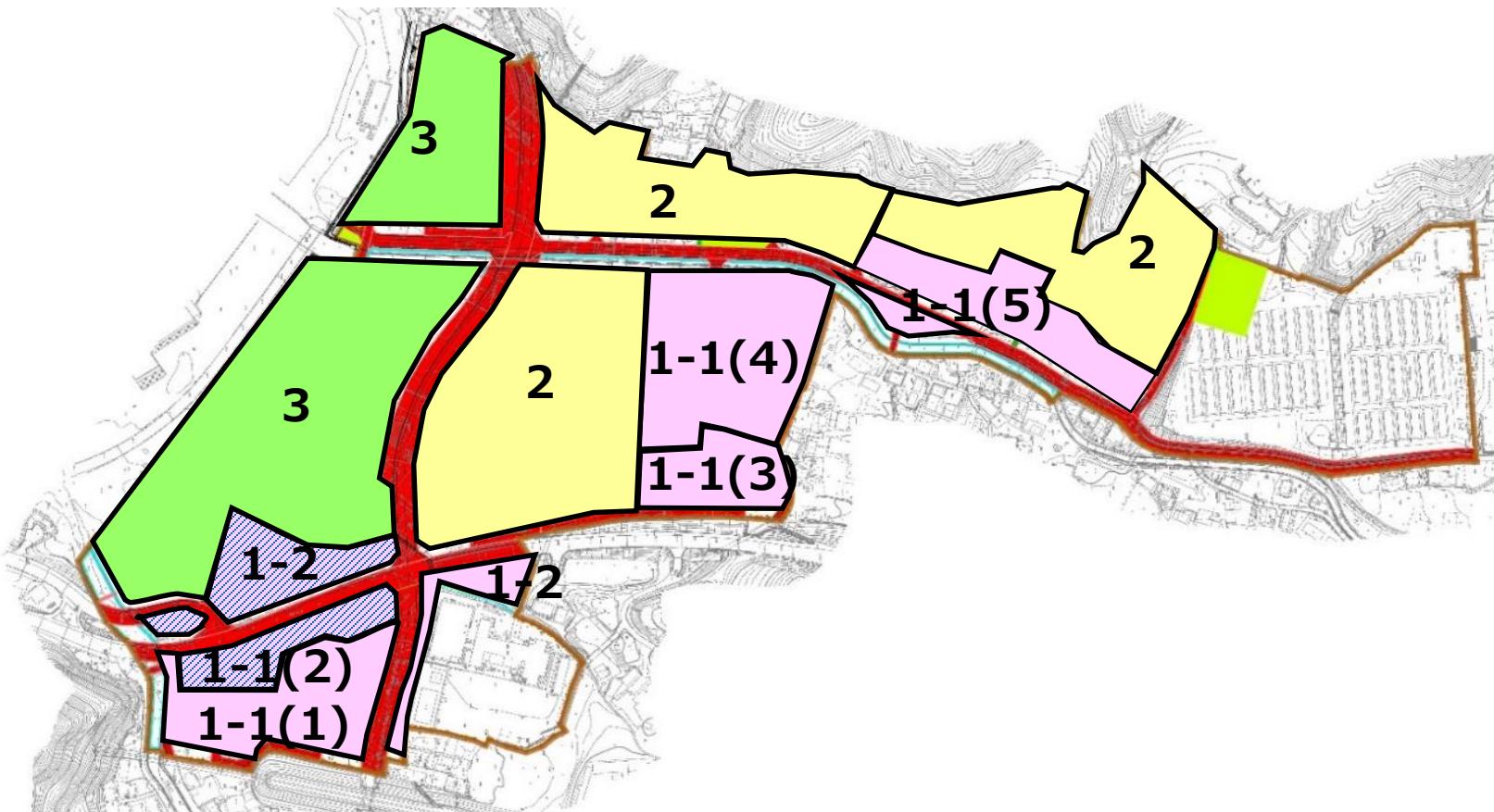
今後の工事スケジュール

現在

平田地区

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
土砂搬入												
仮換地指定	撤去工						屯所建設					
	区画整理区域						集会所建設					
	造成工事、道路・埋設管等工事											
区画整理事業期間												

※ 状況に応じて変更することがあります。

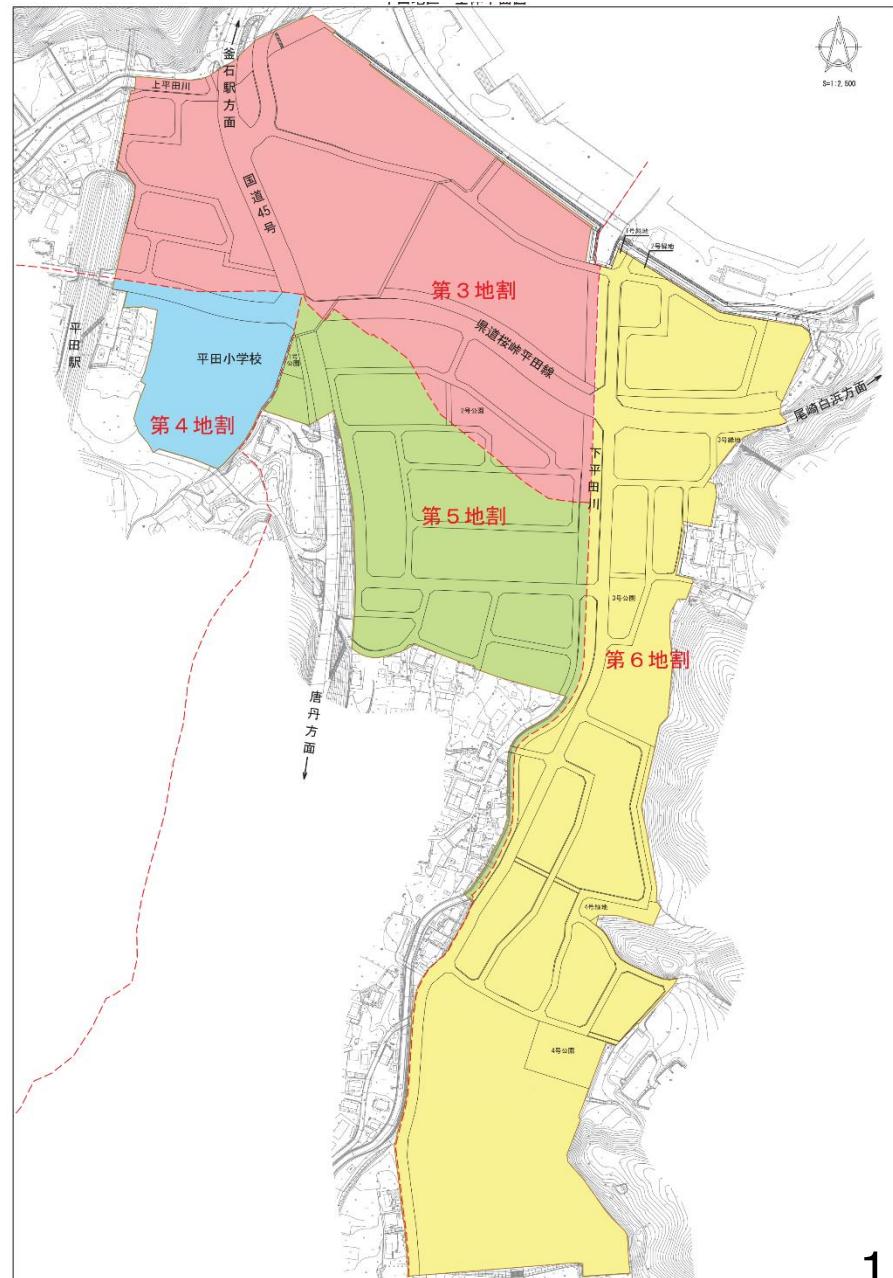


4. 町界町名変更について

(1) 町界町名変更の必要性

町界町名変更の必要性

- 区画整理事業により、道路河川等の位置が変更したため、現在の地割界（町界）の位置が実態に合わなくなっています。
- また、区画整理の換地処分により、従前の地番は使えなくなり、新たに土地の地番が振り直されます。住所が必ず変更されます。
- そのため、区画整理の換地処分に合わせ、町名地番の変更が必要となっています。
- 町界・地番の変更にあわせ、新町名の導入を実施したほうが、町名地番の整理が効果的にできます。
- 町名地番の決定にあたっては、住民の皆様の意見を聴きながら進めています。



(2) 町界町名変更のスケジュールについて

○素案の検討（平成29年10月予定）
住民説明会及び素案作成のためのアンケート実施

○素案の作成
アンケート結果に基づき素案3案を作成

○案の選択（平成29年11月予定）
新町名案の決定のためのアンケート実施

○案の決定（平成29年12月予定）
アンケート結果に基づき住民説明会の開催

○町界町名変更の議決（平成30年3月予定）
地方自治法第260条に基づく市議会の議決

○住所の変更
換地処分の公告の翌日に住所が変更されます

(3) 住所について

- 住所は土地の地番に基づき決まります。(住居表示は実施いたしません。)
- 住所は換地処分の公告の翌日に変更されます。
- 従来の地番は消滅するため、同じ住所にはなりません。

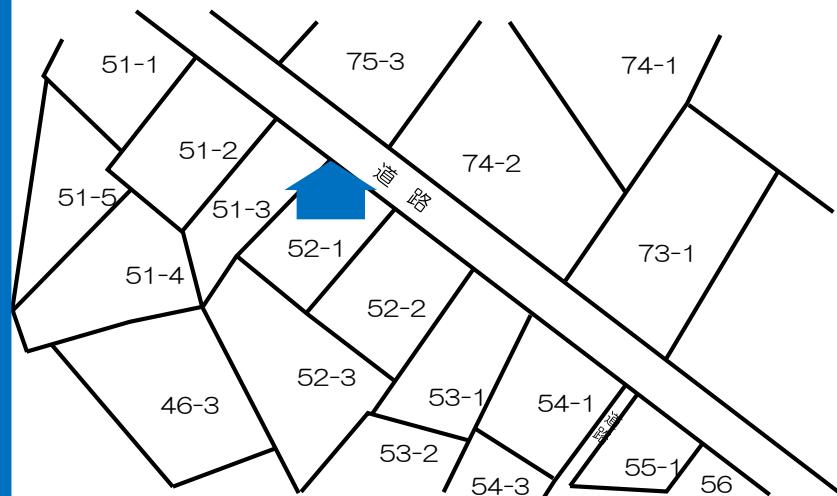
区画整理事業前

土地 : 大字平田第 6 地割 52 番 1

町名

地番

住所 : 大字平田第 6 地割 52 番地 1



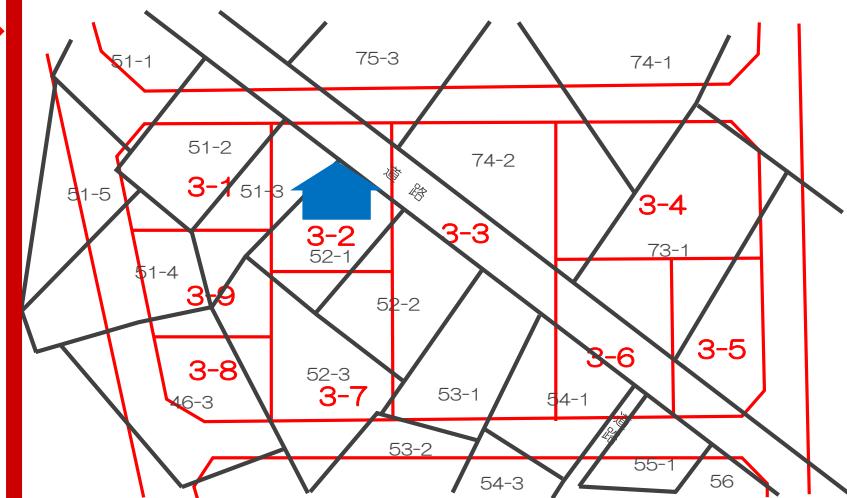
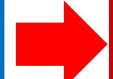
区画整理事業後

土地 : ○○町 1 丁目 3 番 2

新町名

新地番

住所 : ○○町 1 丁目 3 番地 2



黒字 : 事業前
赤字 : 事業後

(4) 町界町名変更「案」の検討

- 区画整理事業に伴い新町名を導入すると、町名地番がより効果的に整理されます。
- 新町名を導入しない場合は、地割の最終地番の後の空き地番を利用します。

(例) 大字平田第6地割の場合

最終地番が「147番」 ⇒ 新しい地番は「201番」から順番に付番

- 区画整理事業の施行区域内のみ、町名地番の変更を行います。
- 新町名の名称の決定にあたっては下記の点を留意する必要があります。

町名の定め方

- 従来の名称に準拠して歴史上由緒あるもの、親しみの深いもの、語調の良いもの等を選択する。
- 新たに町の名称をつける場合には、常用漢字を用いる等簡明を旨とする。
- 同一の町の名称又はまぎらわしい類似の町の名称が生じないようにする。
(まぎらわしい例)
 - ・大字平田第1地割 1番地1
 - ・ 平田町1丁目 1番地1

※省略形が同じであるため、「平田町1丁目」を使用する場合は、地番の重複がないよう地番の工夫が必要である。

町界の定め方

- 境界は道路、水路その他恒久的な施設等に沿って設定する。
- 1つの町（丁目）の大きさは、
2万坪（約66,000m²）～
4万坪（約132,000m²）
- 町の数は3～4に分割する。

地番の定め方

- 地番は道路で囲まれる街区ごとに、まとまりあるよう付番する。

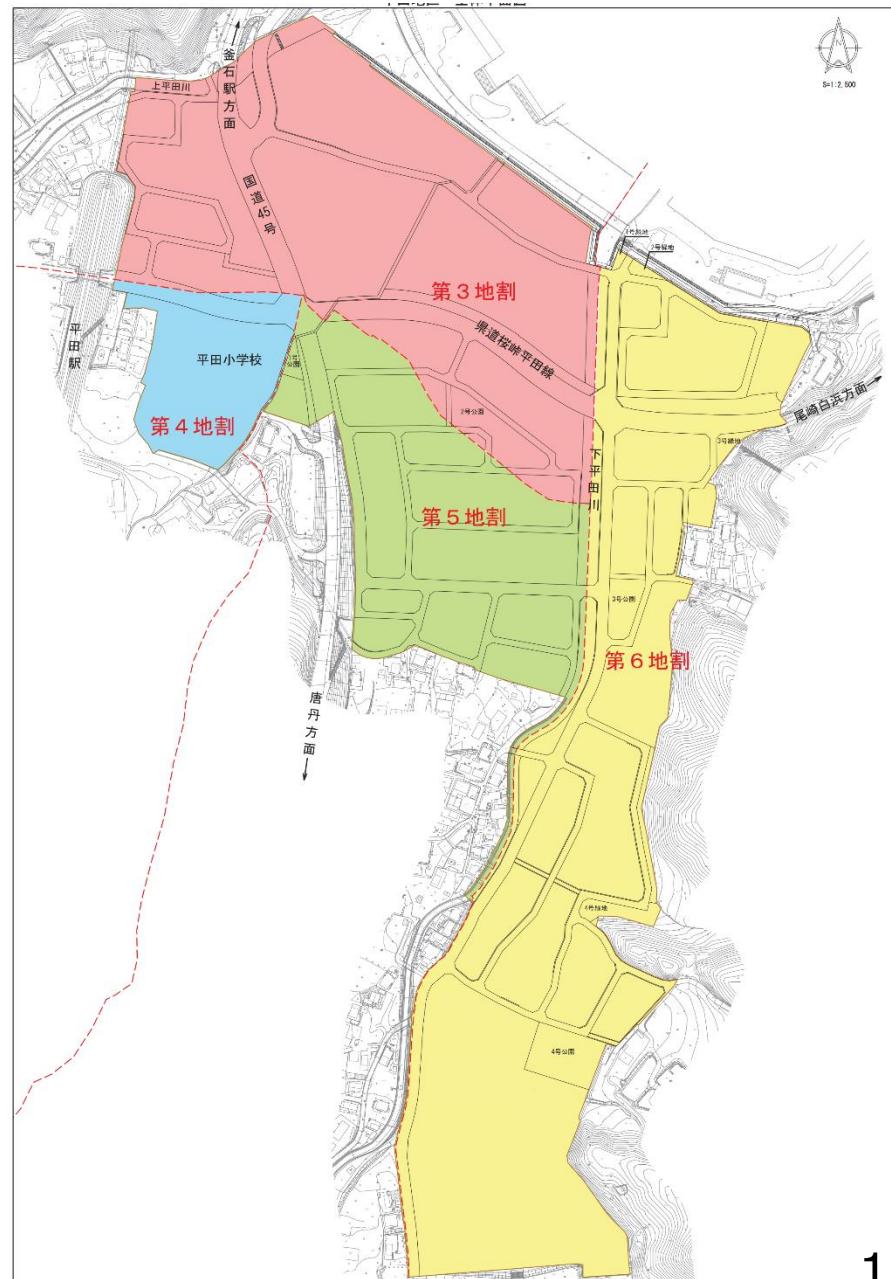
(5) 地割界（町界）の現状

従前の地割の状況

- 従前の町名は、「地割」を利用して いる。
- 地割の界は旧国道や河川などの位置 に合わせて設定されている。
- 施行区域内には3、4、5、6地割 が存在する。
- 施行区域内の町内会は、「平田町内 会」である。

地割（町）の区域の変更

- 町の界が新しい道路等に合わなく なったため、町の区域の再設定が必 要となっている。



(6) 町界町名変更案（案1）

変更案

- 町の区域は3つの町に分割する。
- 現町名である「大字平田」から「**平田**」を引用し、位置や地形等を表す言葉を追加し、「丁目」で表記する。

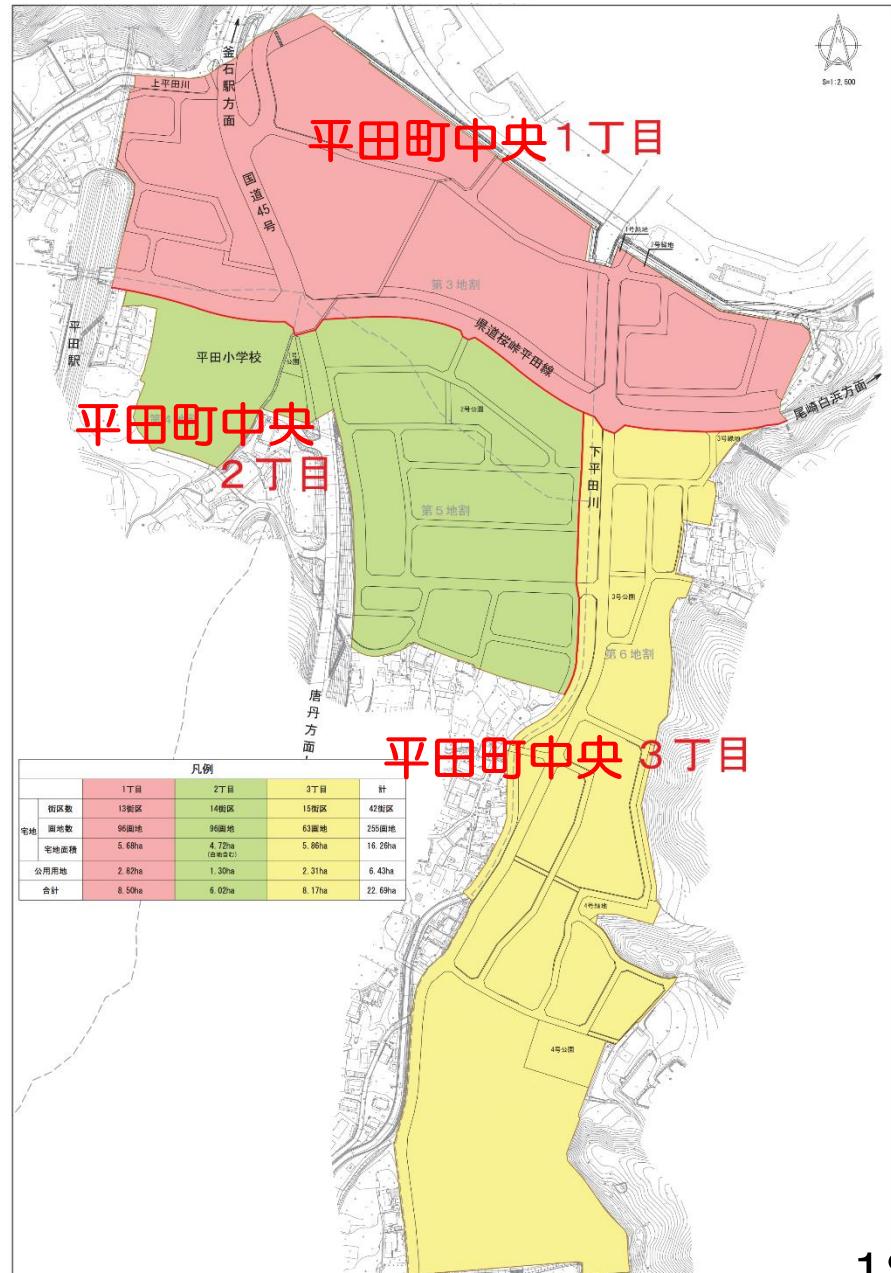
【町名例】

平田町中央1丁目～3丁目

- 地番は、街区ごとに親番を、画地ごとに枝番を付番する。

表示の例

平田町中央1丁目 8番地1



(6) 町界町名変更案（案2）

変更案

- 町の区域は3つの町に分割する。
- 現町名である「大字平田」から「平田」を引用し、位置や地形等を表す言葉を「平田」の前に追加し、「丁目」で表記する。

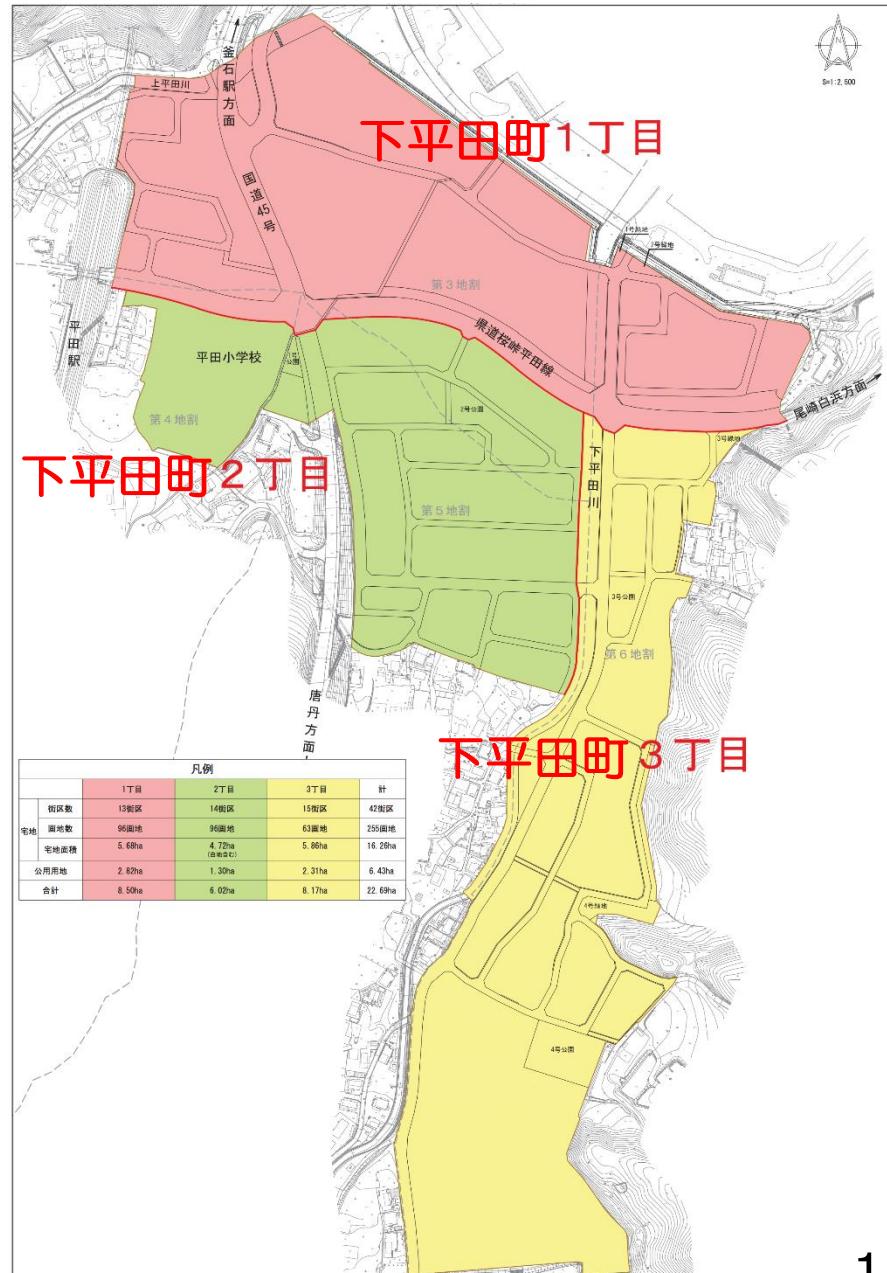
【町名例】

下平田町1丁目～3丁目

- 地番は、街区ごとに親番を、画地ごとに枝番を付番する。

表示の例

下平田町1丁目 10番地1



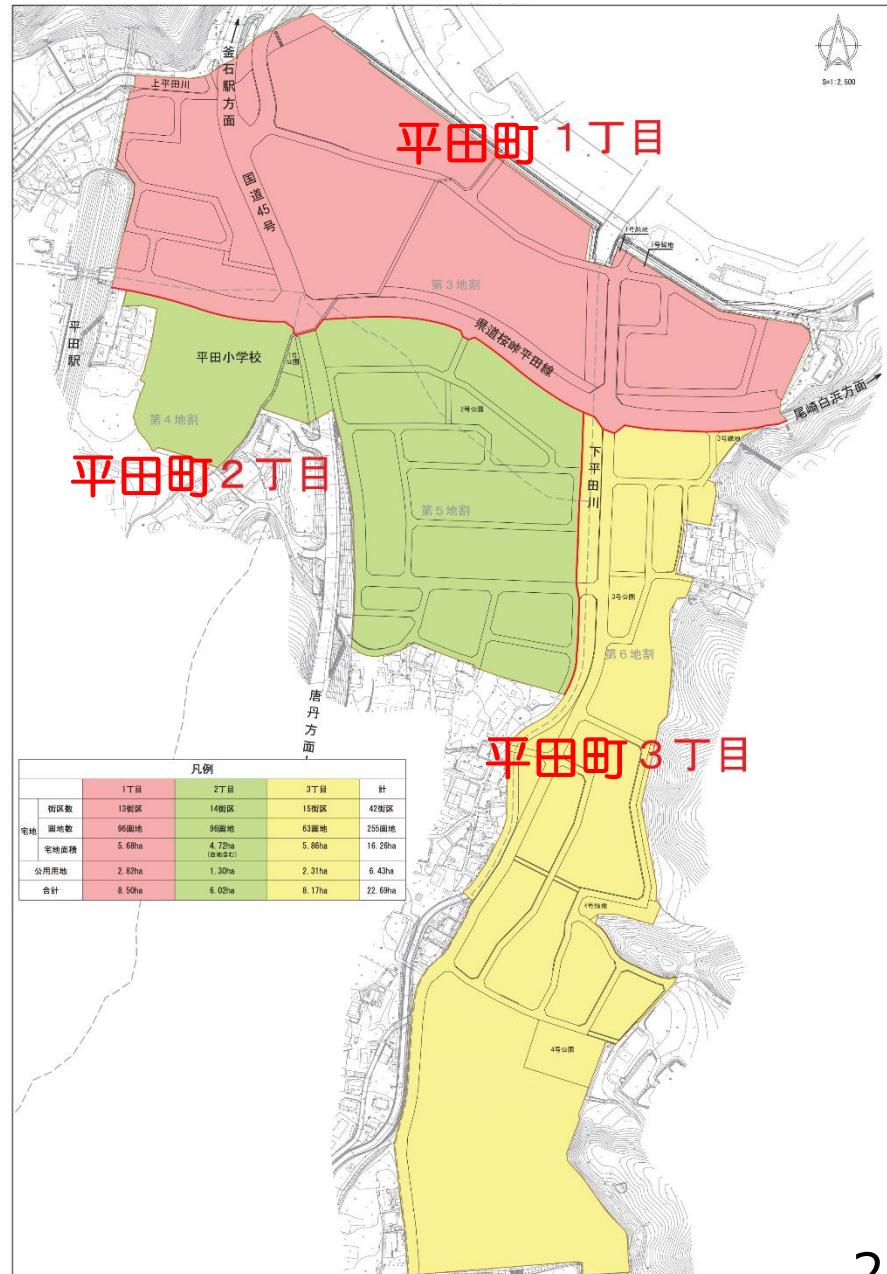
(6) 町界町名変更案（案3）

変更案

- 町の区域は3つの町に分割する。
- 「平田町」と「丁目」で表記する。
【町名例】
 - 平田町1丁目～3丁目
- 地番は、従来の町名の地番と重複しないよう街区ごとに100番単位で設定する。
 - 地番の例
101番、102番… 201番、202番、
1001番…1102番…2202番…

表示の例

平田町1丁目 801番地
平田町1丁目1001番地



(7) アンケートの実施について

第1回アンケート

- 第1回アンケートは、町界町名変更の素案作成のため実施します。
 - 「新町名」と「町の界」の案について意見を募集します。
 - 提出先 郵送 または
釜石市 都市整備推進室
平田地区生活応援センター
 - 提出期限
平成29年10月30日(月)

第2回アンケート

- 第2回アンケートは、町界町名変更の案の決定のため実施します。
 - 第1回アンケートの結果をもとに作成した町界町名案から、町界町名案を決定します。
 - 時期は平成29年11月に予定します。

町界町名変更に関する住民アンケート回答用紙

別紙「住民アンケートのおねがい」をご一読し、ご家族などともご相談のうえ、ご回答願います。

問1 もちろん(回答者) (一括選択式) はい/いいや/どちらでもない/いいえ

土地区画整理事業に伴う

町界町名変更に関する住民アンケートのおねがい

平田地区では、土地区画整理事業の事業終了（換地処分）に合わせ、町界町名の変更を予定しております。

そこで、町界町名の変更に関し住民の皆様がどのような意見をお持ちなのか、お考えをお聞かせください。

町名決定にあたり、このアンケート結果をもとに変更の素案を3案程度作成し、改めてアンケートを実施する予定です。

なお、このアンケートは、平田地区にお住まいの方または土地区画整理事業施行区域内外に土地をお持ちの方を対象に行っております。

回答方法

別紙のアンケート回答用紙に回答をご記入のうえ、
平成29年10月30日（月）までに下記の方法でご提出ください。

- ・郵送（同封の返信用封筒にて、期日までにポストへ投函してください）
- ・釜石市都市整備推進室 または 平田地区生活応援センターに持参

ご不明な点や調査に対するお問い合わせは下記担当までお願いします

釜石市 都市整備推進室 区画整理係
電話 0193-27-8437（内線 471・157）

町界町名変更のスケジュール

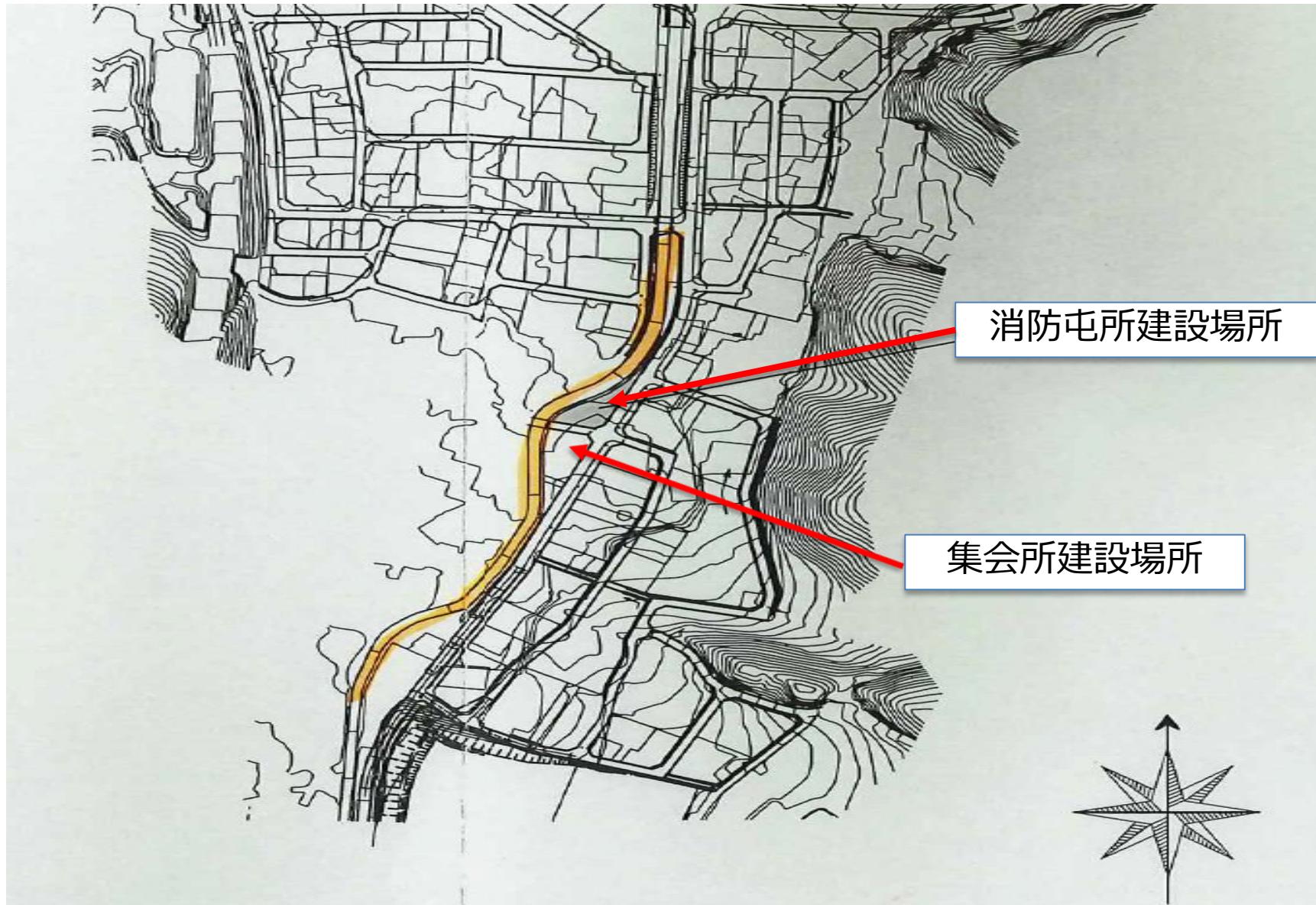
- ・町界町名変更のスケジュールは次のとおりです。

```

graph TD
    A["◎第1回アンケート（10月実施：今回）  
素案作成のためのアンケート"] --> B["◎素案の作成  
第1回アンケートの結果に基づき素案3案を作成"]
    B --> C["◎第2回アンケート（11月予定）  
新町名案の決定のためのアンケート"]
    C --> D["◎町界町名変更案の決定（12月予定）  
第2回アンケート結果に基づき住民説明会開催"]
    D --> E["◎町界町名変更の議決（3月予定）  
地方自治法に基づく市議会の議決"]
  
```

5. 集会所の整備について

釜石市大字平田地内（仮換地33-1）



施設名称：平田集会所

経緯：土地区画整理事業で
移転が必要となり、
過疎対策事業債を活
用して、新たに移転
新築するもの。

構造：鉄筋コンクリート
2階建て

延床面積：329.57m²

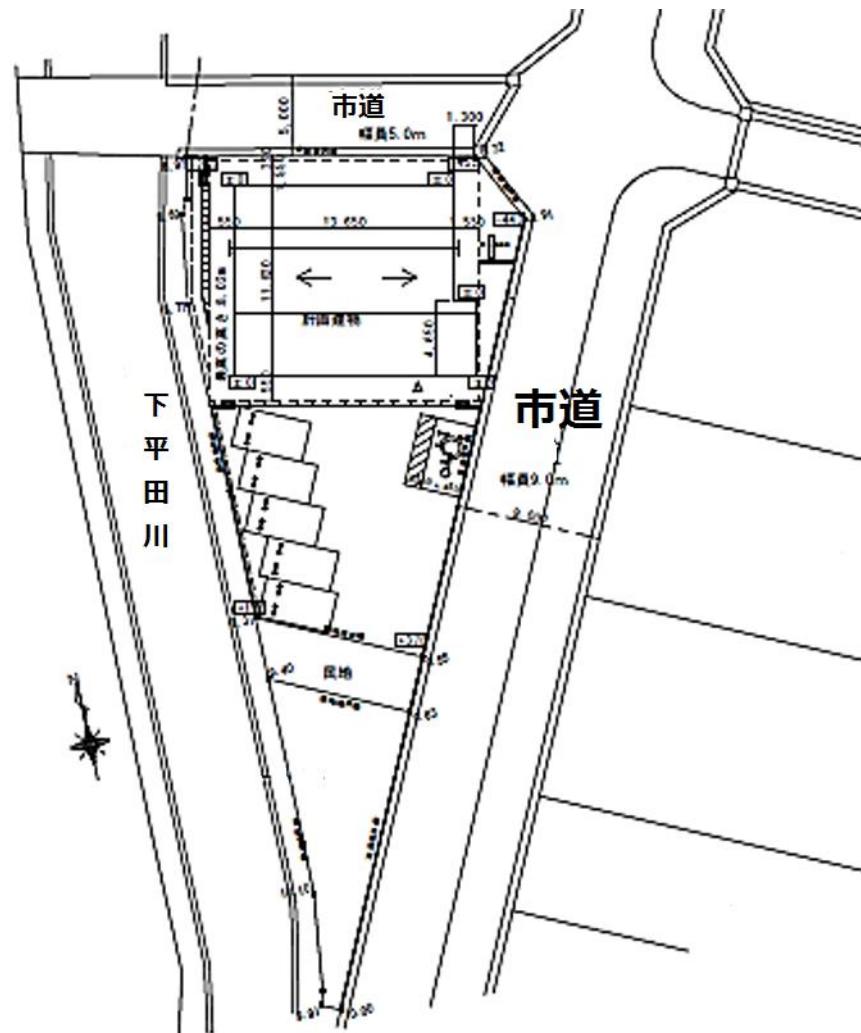
概要：1階 生活応援セン
ター、会議室・調理
室等
2階 会議室等

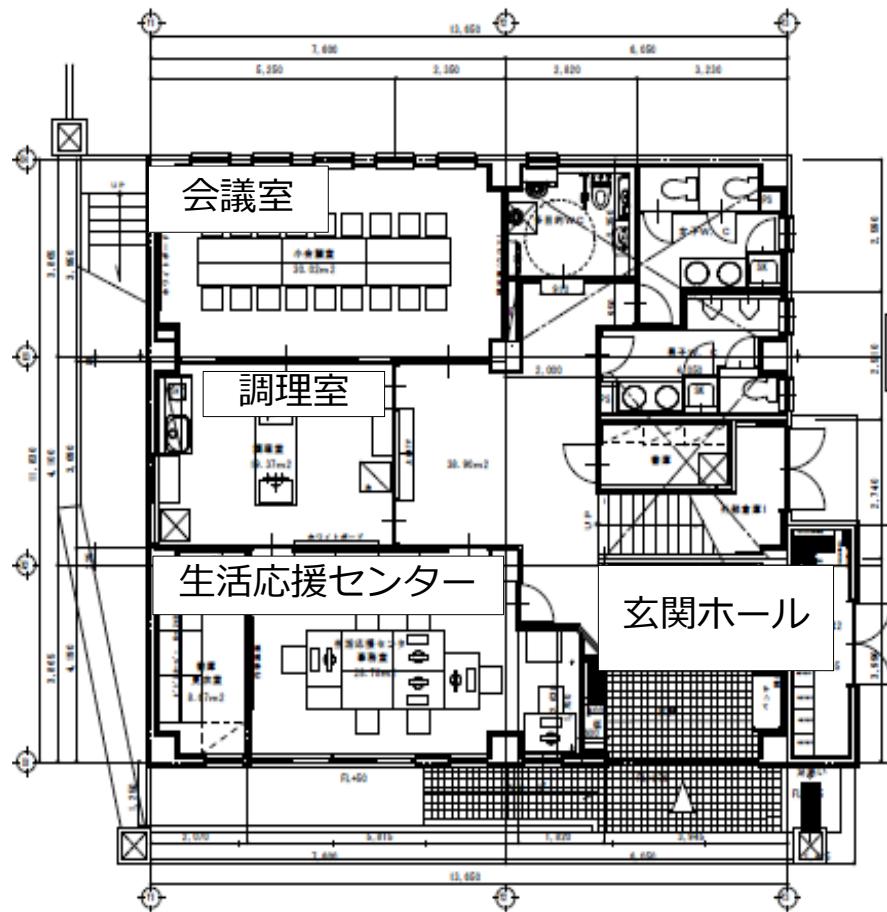
建設工事着工日：

平成29年8月28日

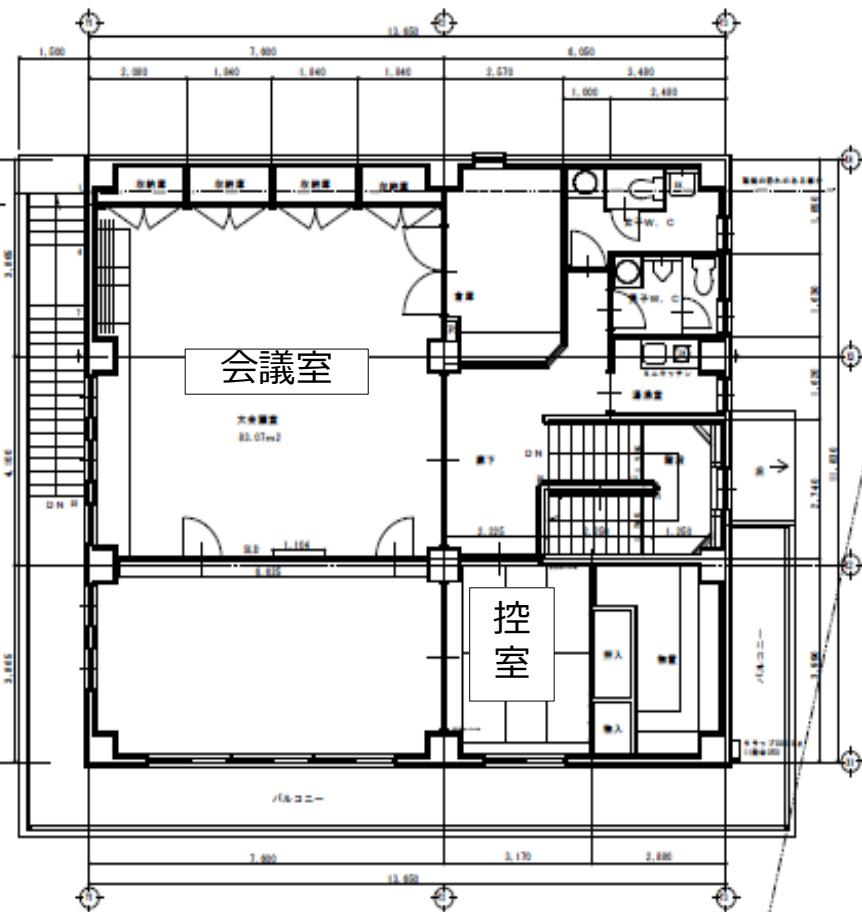
建設工事完了予定日：

平成30年3月9日

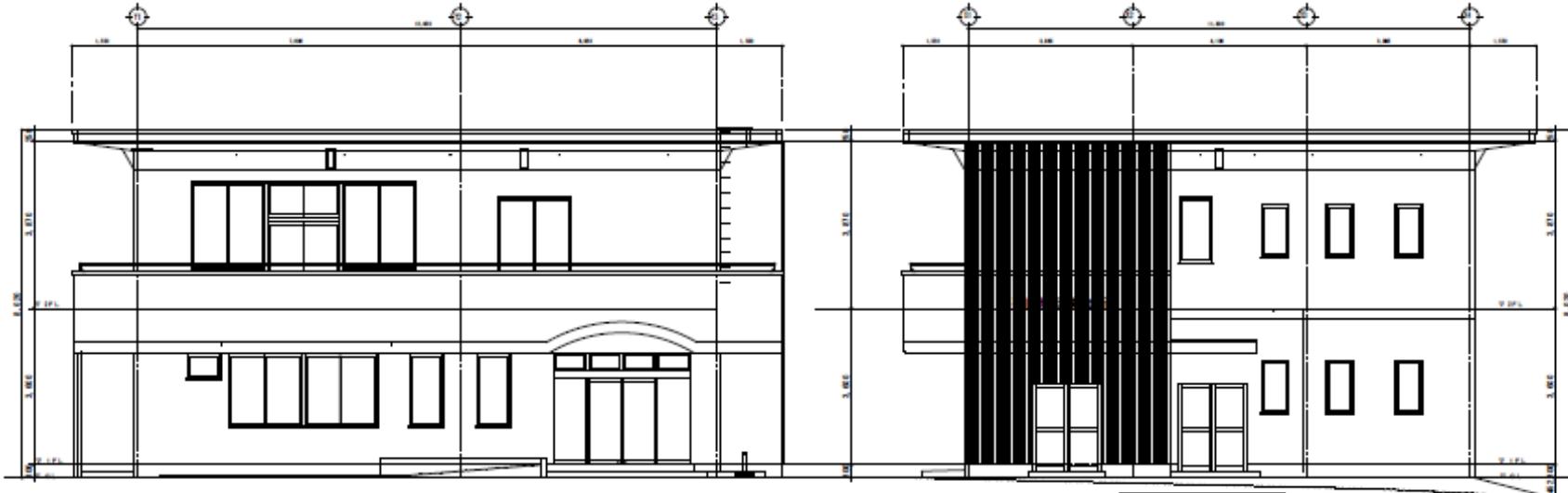




1階

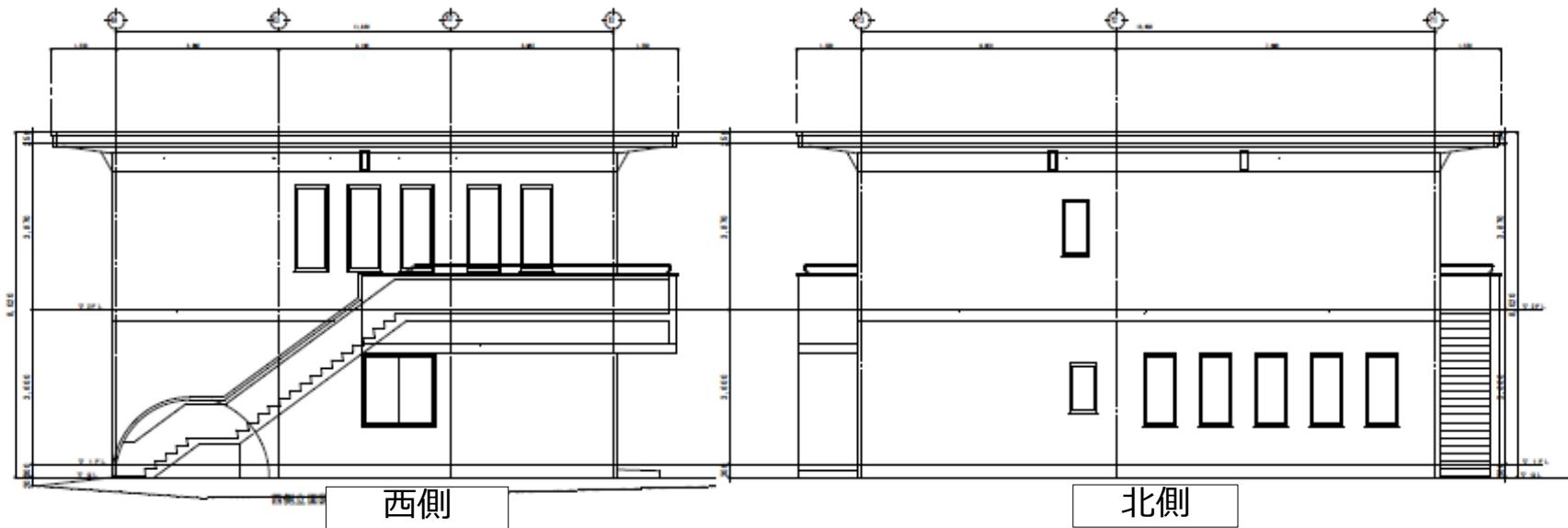


2階



南側

東側

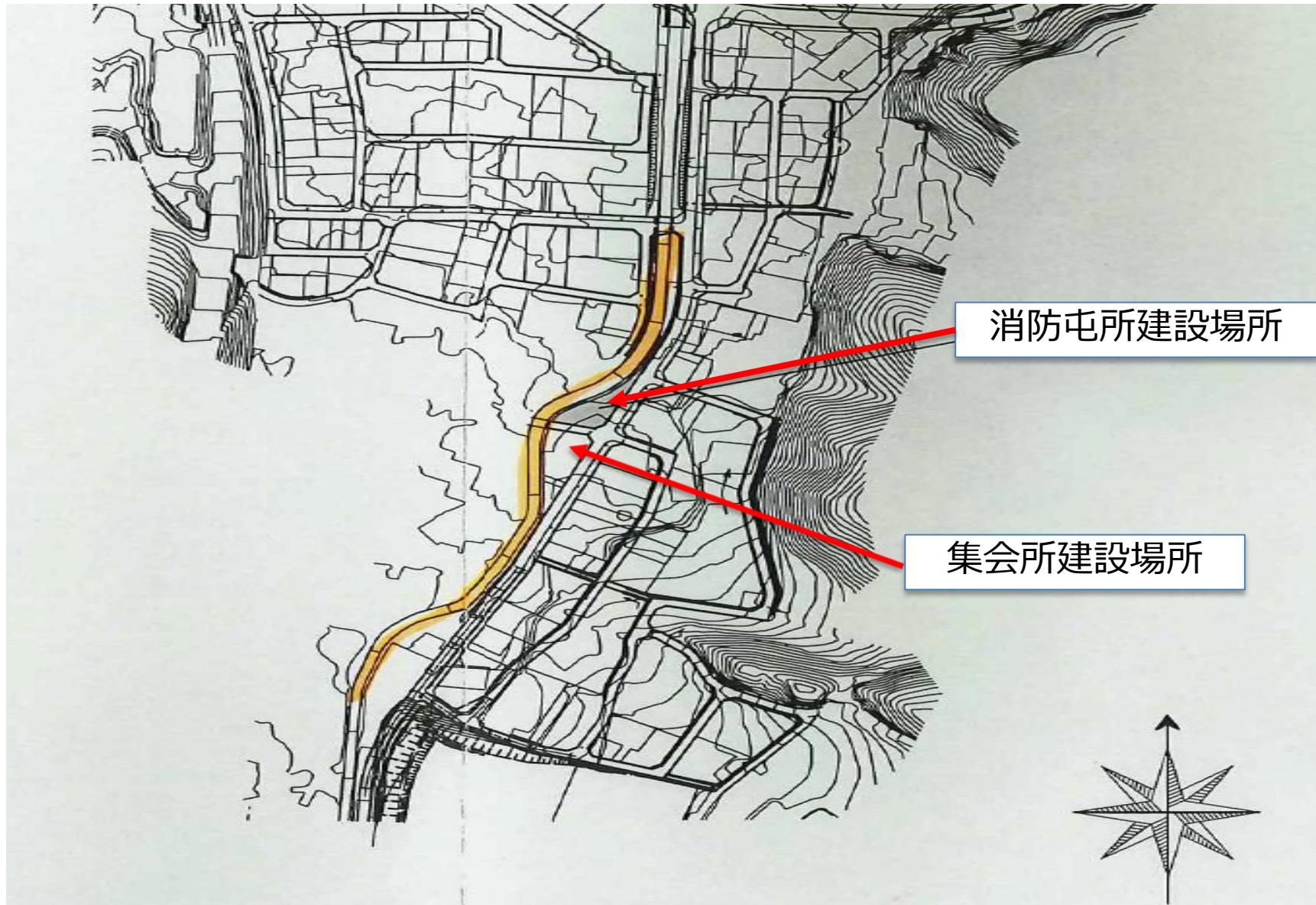


西側

北側

6. 消防屯所の整備について

釜石市大字平田地内（仮換地32-1）



○経緯

土地区画整理事業で移転が必要になった第3分団第3部の消防屯所を解体し、過疎対策事業債を活用して新たに平田地区コミュニティ消防センターとして移転新築するもの。

○経過と予定

- ①平成28年11月30日 建設工事設計完了日
- ②平成29年 5月29日 建設工事着工日
- ③平成29年10月31日 建設工事完了予定日

○概要

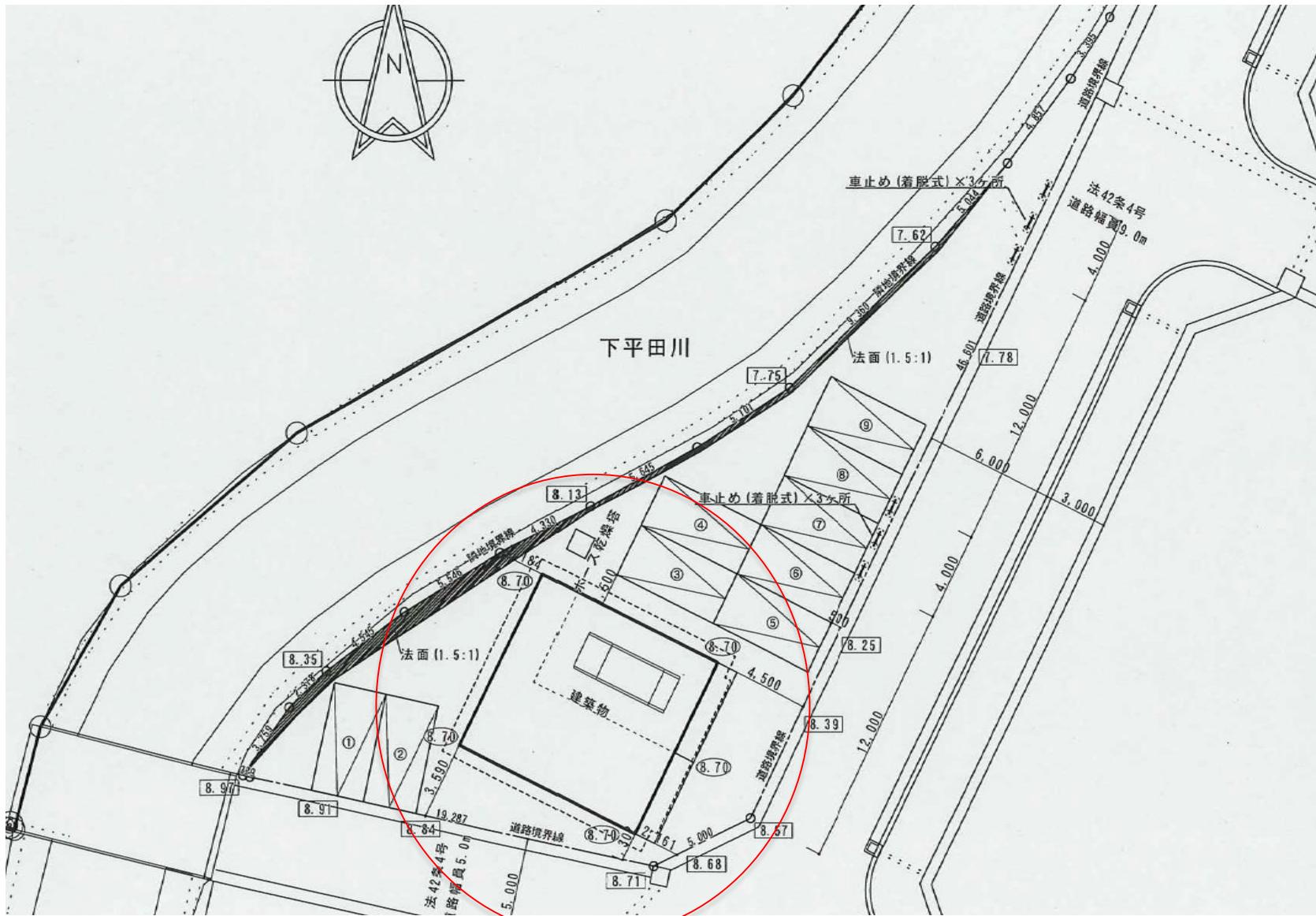
建設場所：釜石市大字平田地内（仮換地32-1）

規模：木造平屋建て約78.66m²(敷地面積439.17m²)木一ス乾燥塔、

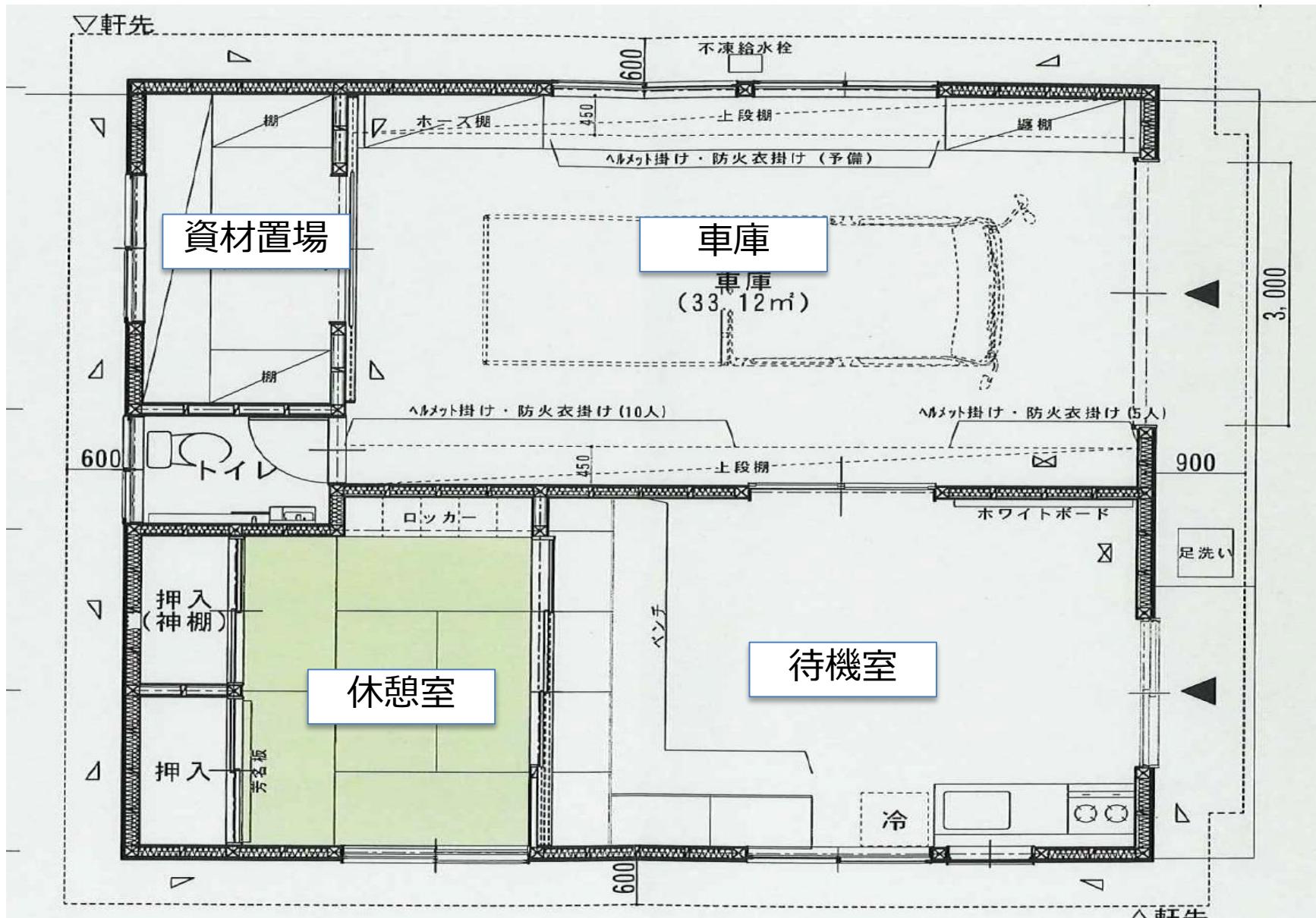
掲示板付消防屯所単独整備予定（平田集会所隣接）

駐車場台数 9台

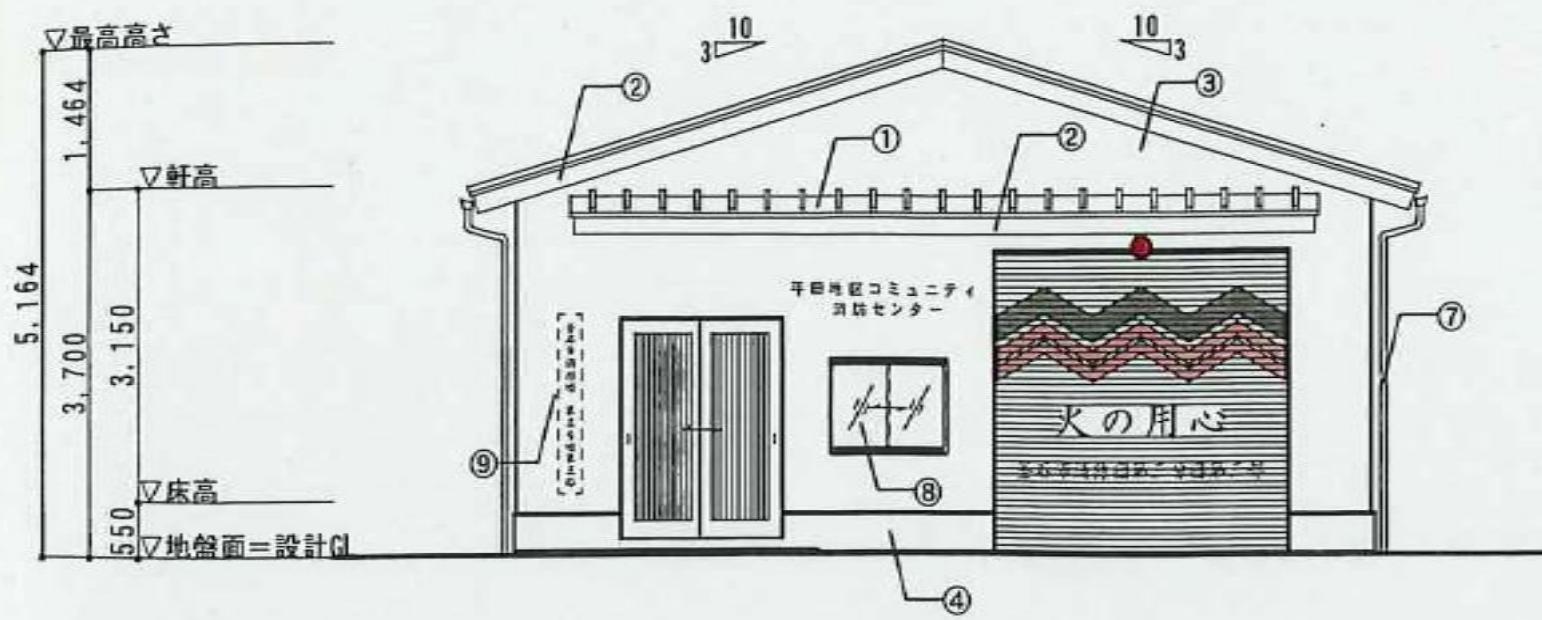
釜石市大字平田地内（仮換地32-1）



平面図



立面図



東側立面図 S=1/100

7. 下水道受益者負担金及び下水道使用料について

平田地区の土地区画整理事業で整備している区域で、下水道に接続できる箇所の宅地引き渡しが行われますと下水道受益者負担金が発生します。

※賦課のタイミングは、換地処分後、登記が完了した時点で判断することになります。

また、下水道に接続すると水道の使用量に合わせた下水道使用料がかかります。

詳細については、下水道接続にかかる申請をする際、市指定工事店より個別に説明を行います。

御不明な点は、お電話等でも隨時対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

【下水道課】

TEL 0193-22-1061

受益者負担金について

下水道は、道路や公園のように不特定多数の方が利用できるものではなく、処理区域内の方しか利用できません。

この為、下水道の建設費を全て公費でまかぬと、利用できない方にも負担を掛ける為、公平を欠いてしまいます。

そこで、下水道建設費の一部を処理区域の方に負担していただくことで利用できない方との負担の公平を図ろうというのが受益者負担金制度です。

負担金額は敷地面積 1 m²あたり 350 円です。

(平成28年4月現在)

下水道使用料

1.上水道使用分

区分	水量	単価	料金(税込み 8%)
基本使用料		1,300円	1,404円
	10m ³ まで	30円	1,436円～1,728円
従量使用料	11～20m ³	140円	1,879円～3,240円
"	21～30m ³	150円	3,402円～4,860円
"	31～40m ³	160円	5,032円～6,588円

2.井戸水使用分

定額料金 (税抜き)1,860円 (税込み) 2,008円

8. ごみ集積所の整備について

ごみ集積所の整備については、町内会等の利用する地域住民が主体となり進めておりますが、被災した地域の町内会でのごみ集積所の復旧は大きな負担となることから復興交付金を活用しての、集積所の整備を行う予定です。

【事業の概要】

今後のまちづくりや環境美化・リサイクル活動の拠点となり得るよう、また、ごみ収集の効率化が図られるように、再建する方々が必要とするごみ箱を市が購入し町内会に貸与するもの。

【対象となる町内会等】

土地区画整理事業整備地区内にある町内会等

【ごみ箱の貸与の要件】

- (1) 1ヶ所の集積所の利用世帯が原則10世帯以上となること。
- (2) 町内会等が自主的で適正な維持管理を行うこと。
- (3) 集団資源回収等のリサイクル活動の拠点として活用すること。

【今後の進め方について】

- ①平田地区の宅地引渡しスケジュールにあわせて、町内会等とごみ集積所の配置などについて協議を行う。
 - ・ごみ収集の効率化、集約により環境美化、衛生的な住環境の確保。
- ②必要となるごみ箱を市が購入する。
 - ・利用世帯数に応じて、流失したごみ箱を復旧させることを目的に町内会が必要とするごみ箱を購入。
- ③町内会等に対し貸与。
 - ・町内会等で適切に管理し、環境美化・リサイクルの推進に努める。

宅地引渡しが行われても入居までには各々の住宅再建スケジュールが異なります。入居時にごみ集積所が周辺に無い場合でも、個人で整備することはせずに環境課までご相談願います。



貸与するごみ箱のイメージ

9. 消防水利・街路灯の整備について

消防水利の整備について

● 消火栓及び防火水槽の配置

消火栓等から半径 120m の円でカバーできるよう配置する。

新設消火栓 9力所

新設防火水槽 2力所

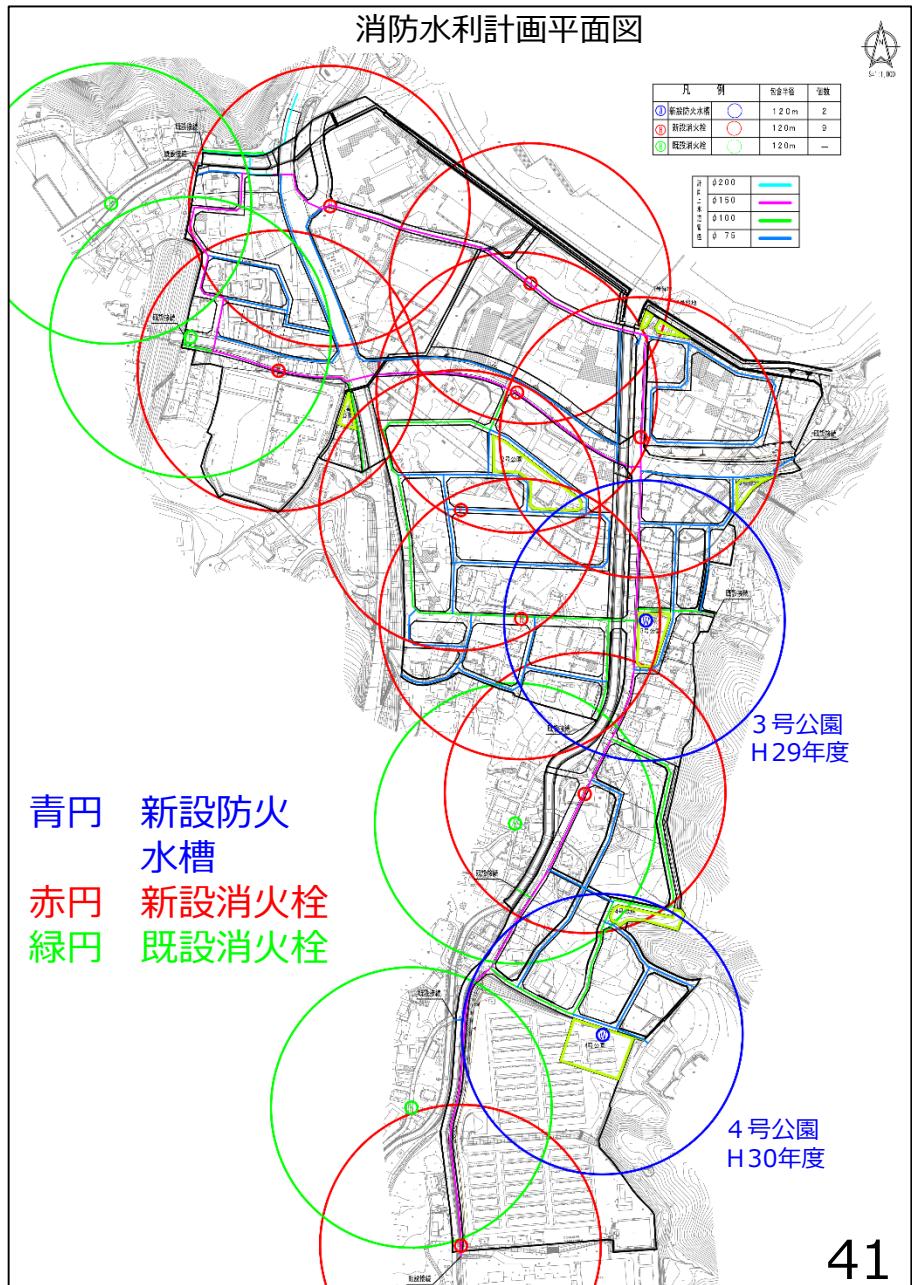
● 供用開始の時期

消火栓 上水道の整備完了後

隨時

防火水槽 平成 29～30 年度

予定



街路灯の整備について

街路灯の配置は、基本的に道路交差点部を中心と考えております。

街路灯の整備につきましては、今後、素案をお示ししながら、地元の皆様と配置を決めていきたいと計画しておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

10. 意見交換
